

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

下水道課 業務係

新里支所地域振興整備課 建設係

議案名

議案第12号 桐生市下水道条例及び桐生市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

汚水処理に係る使用料について、受益者負担の原則に基づき、見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

公共下水道及び農業集落排水処理施設における汚水処理費を使用料収入で賄うことができるよう、使用料を改定します。

なお、基本使用水量(10m³)を廃止することに伴い、月の中途中で使用を開始、休止等したときの算定について、基本汚水量を基準とする算定方法から使用日数を基準とする算定方法に変更します。

【使用料改定の概要】(消費税額を除く。)※従量使用料は、立方メートル当たりの単価です。

現行	改正後(令和9年4月から)
基本使用料(1か月) 10m ³ まで 1,000円 従量使用料 11m ³ から 150円	基本料金(1か月) 1,200円 従量使用料 1m ³ から 10m ³ まで 30円 11m ³ から 150円

(施行期日:令和9年4月1日)

背景・経過

桐生市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料については、汚水処理費を使用料で賄う受益者負担の原則に基づき見直すとともに、市内の使用料体系を統一するため、平成29年10月、平成30年10月及び令和2年4月の3段階で改定を行いましたが、現在も汚水処理費を使用料で賄うことができず、不足分については一般会計からの繰入金により賄われている状況です。また、今後、維持管理費や老朽化した施設の改築更新費用が更に増加することが見込まれます。

このようなことから、安定的な事業運営を行うため、桐生市下水道使用料審議会の答申を踏まえ、汚水処理に係る使用料の改定を行おうとするものです。